

令和5年2月定例会

和歌山県議会議案  
(令和5年度予算)



## 目 次

議案第 1 号	令和 5 年度和歌山県一般会計予算	1
議案第 2 号	令和 5 年度和歌山県農林水産振興資金特別会計予算	41
議案第 3 号	令和 5 年度和歌山県中小企業振興資金特別会計予算	45
議案第 4 号	令和 5 年度和歌山県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算	49
議案第 5 号	令和 5 年度和歌山県修学奨励金特別会計予算	53
議案第 6 号	令和 5 年度和歌山県職員住宅特別会計予算	57
議案第 7 号	令和 5 年度和歌山県国民健康保険特別会計予算	61
議案第 8 号	令和 5 年度和歌山県営競輪事業特別会計予算	65
議案第 9 号	令和 5 年度和歌山県営港湾施設管理特別会計予算	69
議案第 10 号	令和 5 年度和歌山県市町村振興資金特別会計予算	73
議案第 11 号	令和 5 年度和歌山県自動車税証紙特別会計予算	77
議案第 12 号	令和 5 年度和歌山県用地取得事業特別会計予算	81
議案第 13 号	令和 5 年度和歌山県公債管理特別会計予算	85
議案第 14 号	令和 5 年度和歌山県立こころの医療センター事業会計予算	89
議案第 15 号	令和 5 年度和歌山県工業用水道事業会計予算	93
議案第 16 号	令和 5 年度和歌山県土地造成事業会計予算	97
議案第 17 号	令和 5 年度和歌山県流域下水道事業会計予算	99



## 令和 5 年度和歌山県一般会計予算

令和 5 年度和歌山県の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 613,813,470 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、80,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 第 13 款諸支出金各項に計上した予算額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費の各項の間の流用

令和 5 年 2 月 13 日 提出

和歌山県知事 岸 本 周 平

第1表 歳入歳出予算 (歳入)

款	項	金額
1 県	税	98,272,300 <small>千円</small>
	1 県 民 税	34,125,000
	2 事 業 税	20,847,000
	3 地 方 消 費 税	22,044,000
	4 不 動 産 取 得 税	1,724,000
	5 県 た ば こ 税	1,061,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	331,000
	7 軽 油 引 取 税	6,353,000
	8 自 動 車 税	11,774,000
	9 鉱 区 税	100
	10 狩 猟 税	13,200
2 地 方 消 費 税 清 算 金		46,518,000
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	46,518,000
3 地 方 譲 与 税		18,329,000
	1 特 別 法 人 事 業 譲 与 税	16,057,000
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	1,921,000
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	75,000
	4 自 動 車 重 量 譲 与 税	115,000
	5 森 林 環 境 譲 与 税	144,000
	6 航 空 機 燃 料 譲 与 税	17,000
4 地 方 特 例 交 付 金		474,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	474,000
5 地 方 交 付 税		179,600,000
	1 地 方 交 付 税	179,600,000
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		189,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	189,000
7 分 担 金 及 び 負 担 金		995,823
	1 分 担 金	23,632
	2 負 担 金	972,191

款	項	金 額
8 使用料及び手数料		千円 5,696,651
	1 使用料	4,428,080
	2 手数料	1,268,571
9 国庫支出金		98,750,461
	1 国庫負担金	35,177,854
	2 国庫補助金	62,478,057
	3 委託金	1,094,550
10 財産収入		295,251
	1 財産運用収入	137,110
	2 財産売却収入	158,141
11 寄附金		150,778
	1 寄附金	150,778
12 繰入金		15,422,480
	1 特別会計繰入金	278,274
	2 基金繰入金	15,144,206
13 繰越金		1
	1 繰越金	1
14 諸収入		90,863,625
	1 延滞金、加算金及び過料等	133,706
	2 県預金利子	127
	3 貸付金元利収入	84,498,329
	4 収益事業収入	2,914,204
	5 受託事業収入	277,888
	6 雑収入	3,039,371
15 県債		58,256,100
	1 県債	58,256,100
<b>歳 入 合 計</b>		<b>613,813,470</b>

(歳 出)		
款	項	金 額
1 議 会 費		1,248,424 <small>千円</small>
	1 議 会 費	1,248,424
2 総 務 費		31,611,609
	1 総 務 管 理 費	13,525,851
	2 企 画 費	5,999,651
	3 徴 税 費	4,433,089
	4 市 町 村 振 興 費	900,633
	5 選 挙 費	1,000,121
	6 防 災 費	4,380,983
	7 統 計 調 査 費	322,229
	8 人 事 委 員 会 費	154,142
	9 監 査 委 員 費	173,591
	10 青 少 年 女 性 政 策 費	557,243
	11 自 然 保 護 費	164,076
3 民 生 費		82,097,493
	1 社 会 福 祉 費	62,287,117
	2 児 童 福 祉 費	16,113,263
	3 生 活 保 護 費	3,651,447
	4 災 害 救 助 費	45,666
4 衛 生 費		42,267,631
	1 公 衆 衛 生 費	30,962,455
	2 環 境 衛 生 費	1,195,185
	3 保 健 所 費	1,549,724
	4 医 薬 費	7,416,155
	5 環 境 対 策 費	1,144,112
5 労 働 費		1,240,140
	1 労 政 費	370,383
	2 職 業 訓 練 費	777,638
	3 労 働 委 員 会 費	92,119
6 農 林 水 産 業 費		22,470,833
	1 農 業 費	6,162,807



款	項	金額
	2 畜 産 業 費	405,924
	3 農 地 費	4,712,741
	4 林 業 費	7,132,653
	5 水 産 業 費	2,328,690
	6 試 験 研 究 費	1,728,018
7 商 工 費		94,010,003
	1 商 業 費	86,675,037
	2 工 鉱 業 費	6,213,128
	3 観 光 費	1,121,838
8 土 木 費		75,570,118
	1 土 木 管 理 費	3,953,555
	2 道 路 橋 り よ う 費	43,643,906
	3 河 川 海 岸 費	16,133,379
	4 港 湾 費	5,291,094
	5 都 市 計 画 費	4,660,900
	6 住 宅 費	1,887,284
9 警 察 費		28,076,505
	1 警 察 管 理 費	24,372,350
	2 警 察 活 動 費	3,704,155
10 教 育 費		106,898,011
	1 教 育 総 務 費	13,137,705
	2 小 学 校 費	30,347,149
	3 中 学 校 費	16,691,999
	4 高 等 学 校 費	20,996,450
	5 特 別 支 援 学 校 費	13,804,840
	6 社 会 教 育 費	3,334,126
	7 保 健 体 育 費	1,780,433
	8 大 学 費	6,805,309
11 災 害 復 旧 費		6,701,044
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	885,414
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	5,815,630
12 公 債 費		71,748,944

款	項	金 額
	1 公 債 費	71,748,944 <sup>千円</sup>
13 諸 支 出 金		49,672,715
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	22,311,000
	2 利 子 割 交 付 金	54,648
	3 法 人 事 業 税 交 付 金	1,515,591
	4 地 方 消 費 税 交 付 金	23,340,000
	5 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	231,700
	6 自 動 車 取 得 税 交 付 金	1
	7 環 境 性 能 割 交 付 金	349,268
	8 利 子 割 精 算 金	1
	9 配 当 割 交 付 金	1,145,826
	10 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	724,680
14 予 備 費		200,000
	1 予 備 費	200,000
<b>歳 出 合 計</b>		<b>613,813,470</b>

第2表 債務負担行為			
事 項	期 間	限 度	額
1 令和5年度東京事務所庶務業務委託	自 令和6年度 至 令和7年度	(2年)	千円 9,632
2 令和5年度公用車運転業務委託	自 令和6年度 至 令和7年度	(2年)	13,250
3 令和5年度RPAシステム運用	自 令和5年度 至 令和6年度	(2年)	11,847
4 令和5年度電子申請システム運用	自 令和6年度 至 令和10年度	(5年)	46,200
5 令和5年度元職員研修所解体撤去工事	令和6年度	(1年)	277,728
6 令和5年度自動車税納税通知書等封入封かん委託	自 令和5年度 至 令和8年度	(4年)	32,328
7 令和5年度住民基本台帳ネットワークシステム業務端末等賃借料	自 令和6年度 至 令和10年度	(5年)	43,405
8 令和5年度県庁南別館管理運営委託	自 令和5年度 至 令和8年度	(4年)	301,668
9 令和5年度県庁舎電話交換業務委託	自 令和6年度 至 令和7年度	(2年)	23,283
10 令和5年度出張！減災教室業務委託	自 令和6年度 至 令和7年度	(2年)	53,762
11 令和5年度総合防災情報システム運用保守（MCA無線機）	自 令和6年度 至 令和7年度	(2年)	1,582
12 令和5年度地震・津波観測情報システムサーバ等賃借	自 令和6年度 至 令和10年度	(5年)	18,070
13 令和5年度移動県庁用ルータ賃借	自 令和6年度 至 令和10年度	(5年)	3,861
14 令和5年度防災用ドローン賃借	自 令和6年度 至 令和9年度	(4年)	12,488

事 項	期 間	限 度	額
15 令和5年度和歌山県データ利活用推進センター賃借料	自 令和6年度 至 令和9年度 (4年)		千円 69,912
16 令和5年度データ利活用推進業務委託	自 令和6年度 至 令和7年度 (2年)		4,000
17 令和5年度データ利活用推進機器賃借料	自 令和6年度 至 令和9年度 (4年)		5,280
18 令和5年度L G W A N接続ルータ賃貸借	令和6年度 (1年)		68
19 令和5年度ファイル暗号化システム(ローカル環境)運用保守	自 令和6年度 至 令和10年度 (5年)		21,384
20 令和5年度行政事務用パソコンソフトウェアライセンス賃貸借	自 令和6年度 至 令和9年度 (4年)		224,175
21 令和5年度行政情報システム基盤調査設計	自 令和5年度 至 令和6年度 (2年)		49,940
22 令和5年度キャッシュレス決済機器・システム保守	自 令和6年度 至 令和10年度 (5年)		52,622
23 令和5年度相談センター体育施設運営	自 令和6年度 至 令和7年度 (2年)		62,756
24 令和5年度和歌山県立こころの医療センター病棟個別空調設備改修工事	令和6年度 (1年)		97,054
25 令和5年度和歌山県立こころの医療センター病棟照明設備改修工事	令和6年度 (1年)		131,709
26 令和5年度和歌山県若手中核人材確保強化	自 令和5年度 至 令和11年度 (7年)		50,000
27 令和5年度離転職者等職業訓練委託	自 令和6年度 至 令和7年度 (2年)		47,391
28 令和5年度わかやまインターンシップ実施業務委託	自 令和5年度 至 令和6年度 (2年)		6,159
29 令和5年度果樹試験場うめ研究所本館空調設備改修工事	令和6年度 (1年)		36,044

事 項	期 間	限 度 額
30 令和5年度わかやま紀州館運営委託	自 令和6年度 至 令和7年度 (2年)	千円 13,710
31 令和5年度県営中山間総合整備（別院野尻地区）工事	令和6年度 (1年)	50,000
32 令和5年度県営中山間総合整備（尼寺地区）工事	令和6年度 (1年)	60,000
33 令和5年度県営中山間総合整備（小浦地区）工事	令和6年度 (1年)	50,000
34 令和5年度県営中山間総合整備（田殿地区）工事	令和6年度 (1年)	40,000
35 令和5年度県営水利施設等保全高度化（川辺町周辺地区）工事	令和6年度 (1年)	145,000
36 令和5年度県営農業基盤整備促進（和歌山3期地区）工事	令和6年度 (1年)	30,000
37 令和5年度県営ため池等整備（別院観音池地区）工事	令和6年度 (1年)	40,000
38 令和5年度県営ため池等整備（岩屋谷下池地区）工事	令和6年度 (1年)	24,000
39 令和5年度県営ため池等整備（原野中池地区）工事	令和6年度 (1年)	35,000
40 令和5年度県営ため池等整備（丸栖北地区）工事	令和6年度 (1年)	100,000
41 令和5年度県営ため池等整備（大池（入郷）地区）工事	令和6年度 (1年)	160,000
42 令和5年度県営ため池等整備（六人池地区）工事	令和6年度 (1年)	39,900
43 令和5年度県営ため池等整備（諸地池地区）工事	令和6年度 (1年)	20,000
44 令和5年度県営ため池等整備（志出池地区）工事	令和6年度 (1年)	30,000
45 令和5年度県営ため池等整備（矢田池地区）工事	令和6年度 (1年)	20,000
46 令和5年度県営ため池等整備（片河谷池地区）工事	令和6年度 (1年)	60,000
47 令和5年度公益財団法人和歌山県農業公社事業融資損失補償	資金貸付の日から全国農地保有合理化協会及び県信連が補償の履行を指定した日まで	全国農地保有合理化協会及び県信連からの130,000千円を限度額とする融資のうち、弁済できなかった元利金額（延滞金及び違約金を含む）

事 項	期 間	限 度 額
48 令和5年度農業経営負担軽減支援 資金融資	自 令和5年度 至 令和21年度 (17年)	融資総額100,000千円を限度として 年1.25%以内で計算した額 千円
49 令和5年度農業近代化資金利子補 給	自 令和5年度 至 令和26年度 (22年)	融資総額1,000,000千円を限度とし て年1.30%以内で計算した額
50 令和5年度生活営農資金融資利子 補給	自 令和5年度 至 令和21年度 (17年)	融資総額500,000千円を限度として 年0.50%以内で計算した額
51 令和5年度元職員研修所（農林水 産部）解体撤去工事	令和6年度 (1年)	32,851
52 令和5年度沿岸漁業の再生を目指 した漁場整備	令和6年度 (1年)	16,000
53 令和5年度漁業金融制度資金利子 補給	自 令和5年度 至 令和25年度 (21年)	融資総額800,000千円を限度として 年1.425%以内で計算した額
54 令和5年度漁業取締船「みさき」 代船建造	自 令和5年度 至 令和7年度 (3年)	600,000
55 令和5年度和歌浦漁港漁港施設整 備	令和6年度 (1年)	60,000
56 令和5年度箕島漁港漁港施設整備	令和6年度 (1年)	100,000
57 令和5年度阿尾漁港漁港施設整備	令和6年度 (1年)	20,000
58 令和5年度塩屋漁港漁港施設整備	令和6年度 (1年)	10,000
59 令和5年度印南漁港漁港施設整備	令和6年度 (1年)	100,000
60 令和5年度堺漁港漁港施設整備	令和6年度 (1年)	10,000
61 令和5年度周参見漁港漁港施設整 備	令和6年度 (1年)	80,000
62 令和5年度串本漁港漁港施設整備	令和6年度 (1年)	400,000
63 令和5年度太地漁港漁港施設整備	令和6年度 (1年)	100,000
64 令和5年度田辺漁港（湊）漁港施 設整備	令和6年度 (1年)	50,000
65 令和5年度田辺漁港（江川）漁港 施設整備	令和6年度 (1年)	50,000
66 令和5年度有田漁港漁港施設整備	令和6年度 (1年)	60,000
67 令和5年度和歌浦漁港漁港施設整 備（機能保全）	令和6年度 (1年)	40,000

事 項	期 間	限 度	額
68 令和5年度阿尾漁港漁港施設整備 (機能保全)	令和6年度 (1年)		千円 20,000
69 令和5年度串本漁港漁港施設整備 (機能保全)	令和6年度 (1年)		70,000
70 令和5年度勝浦漁港漁港施設整備 (機能保全)	令和6年度 (1年)		32,000
71 令和5年度田辺漁港海岸整備(江 川)	令和6年度 (1年)		20,000
72 令和5年度和歌浦漁港海岸整 備	令和6年度 (1年)		10,000
73 令和5年度田辺漁港海岸整備	令和6年度 (1年)		10,000
74 令和5年度雑賀崎漁港維持修 繕	令和6年度 (1年)		20,000
75 令和5年度大阪・関西万博推進	自 令和6年度 至 令和7年度 (2年)		1,163,395
76 令和5年度中小企業短期決済資金 融資損失補償	自 令和5年度 至 令和8年度 (4年)		融資総額2,000,000千円を限度とし て和歌山県信用保証協会が代位弁済 した元利金の30%の2分の1以内で計 算した額
77 令和5年度中小企業経営支援資金 融資損失補償	自 令和5年度 至 令和19年度 (15年)		融資総額24,000,000千円を限度とし て和歌山県信用保証協会が代位弁済 した元利金の30%の2分の1以内で計 算した額
78 令和5年度中小企業小企業応援資 金融資損失補償	自 令和5年度 至 令和19年度 (15年)		融資総額6,000,000千円を限度とし て和歌山県信用保証協会が代位弁済 した元利金の30%の2分の1以内で計 算した額
79 令和5年度中小企業資金繰り安定 資金融資損失補償	自 令和5年度 至 令和24年度 (20年)		融資総額42,000,000千円を限度とし て和歌山県信用保証協会が代位弁済 した元利金の30%の2分の1以内で計 算した額
80 令和5年度中小企業成長サポート 資金融資損失補償	自 令和5年度 至 令和29年度 (25年)		融資総額1,500,000千円を限度とし て和歌山県信用保証協会が代位弁済 した元利金の30%の2分の1以内で計 算した額
81 令和5年度中小企業安全・安心推 進資金融資損失補償	自 令和5年度 至 令和24年度 (20年)		融資総額2,000,000千円を限度とし て和歌山県信用保証協会が代位弁済 した元利金の30%の2分の1以内で計 算した額
82 令和5年度中小企業事業承継支援 資金融資損失補償	自 令和5年度 至 令和29年度 (25年)		融資総額1,000,000千円を限度とし て和歌山県信用保証協会が代位弁済 した元利金の30%の2分の1以内で計 算した額

事	項	期	間	限	度	額
83	令和5年度中小企業災害復旧対策 資金融資損失補償	自	令和5年度  至 令和19年度	(15年)		融資総額500,000千円を限度として 和歌山県信用保証協会が代位弁済し た元利金の30%の4分の3以内で計算 した額
84	令和5年度国道168号道路保全		令和6年度	(1年)		150,000
85	令和5年度国道169号道路保全		令和6年度	(1年)		120,000
86	令和5年度国道311号道路保全		令和6年度	(1年)		45,000
87	令和5年度国道370号道路保全		令和6年度	(1年)		222,000
88	令和5年度国道371号道路保全		令和6年度	(1年)		453,000
89	令和5年度国道424号道路保全		令和6年度	(1年)		304,000
90	令和5年度国道425号道路保全		令和6年度	(1年)		214,000
91	令和5年度国道480号道路保全		令和6年度	(1年)		110,000
92	令和5年度県道かつらぎ桃山線道 路保全		令和6年度	(1年)		44,000
93	令和5年度県道高野口野上線道路 保全		令和6年度	(1年)		24,000
94	令和5年度県道粉河加太線道路保 全		令和6年度	(1年)		200,000
95	令和5年度県道岩出海南線道路保 全		令和6年度	(1年)		20,000
96	令和5年度県道岩出野上線道路保 全		令和6年度	(1年)		50,000
97	令和5年度県道和歌山橋本線道路 保全		令和6年度	(1年)		250,000
98	令和5年度県道和歌山打田線道路 保全		令和6年度	(1年)		50,000
99	令和5年度県道新和歌浦梅原線道 路保全		令和6年度	(1年)		40,000
100	令和5年度県道有田湯浅線道路保 全		令和6年度	(1年)		24,000
101	令和5年度県道広川川辺線道路保 全		令和6年度	(1年)		20,000
102	令和5年度県道御坊由良線道路保 全		令和6年度	(1年)		334,000



事	項	期	間	限	度	額
103	令和5年度県道御坊中津線道路保全	令和6年度	(1年)			30,000 <sup>千円</sup>
104	令和5年度県道御坊美山線道路保全	令和6年度	(1年)			56,500
105	令和5年度県道田辺龍神線道路保全	令和6年度	(1年)			30,000
106	令和5年度県道田辺印南線道路保全	令和6年度	(1年)			15,000
107	令和5年度県道田辺白浜線道路保全	令和6年度	(1年)			10,000
108	令和5年度県道南紀白浜空港線道路保全	令和6年度	(1年)			30,000
109	令和5年度県道白浜温泉線道路保全	令和6年度	(1年)			10,000
110	令和5年度県道上富田南部線道路保全	令和6年度	(1年)			40,000
111	令和5年度県道上富田すさみ線道路保全	令和6年度	(1年)			50,000
112	令和5年度県道日置川大塔線道路保全	令和6年度	(1年)			20,000
113	令和5年度県道すさみ古座線道路保全	令和6年度	(1年)			60,000
114	令和5年度県道串本古座川線道路保全	令和6年度	(1年)			120,000
115	令和5年度県道檜野串本線道路保全	令和6年度	(1年)			30,000
116	令和5年度県道潮岬周遊線道路保全	令和6年度	(1年)			50,000
117	令和5年度県道那智勝浦古座川線道路保全	令和6年度	(1年)			120,000
118	令和5年度県道那智勝浦熊野川線道路保全	令和6年度	(1年)			80,000
119	令和5年度県道那智山勝浦線道路保全	令和6年度	(1年)			160,000
120	令和5年度県道泉佐野岩出線道路保全	令和6年度	(1年)			150,000
121	令和5年度県道和歌山海南線道路保全	令和6年度	(1年)			100,000

事	項	期	間	限	度	額
122	令和5年度県道鳴神木広線道路保全	令和6年度	(1年)			100,000 <sup>千円</sup>
123	令和5年度県道和歌山港北島線道路保全	令和6年度	(1年)			150,000
124	令和5年度県道新和歌浦線道路保全	令和6年度	(1年)			80,000
125	令和5年度県道興加茂郷停車場線道路保全	令和6年度	(1年)			30,000
126	令和5年度県道井関御坊線道路保全	令和6年度	(1年)			25,000
127	令和5年度県道江川小松原線道路保全	令和6年度	(1年)			20,000
128	令和5年度県道上初湯川皆瀬線道路保全	令和6年度	(1年)			125,000
129	令和5年度県道龍神中辺路線道路保全	令和6年度	(1年)			50,000
130	令和5年度県道芳養清川線道路保全	令和6年度	(1年)			40,000
131	令和5年度県道上万呂北新町線道路保全	令和6年度	(1年)			10,000
132	令和5年度県道田辺港線道路保全	令和6年度	(1年)			113,000
133	令和5年度県道白浜停車場線道路保全	令和6年度	(1年)			20,000
134	令和5年度県道椿停車場線道路保全	令和6年度	(1年)			5,000
135	令和5年度県道近露平瀬線道路保全	令和6年度	(1年)			10,000
136	令和5年度県道下川上牟婁線道路保全	令和6年度	(1年)			65,000
137	令和5年度県道市鹿野鮎川線道路保全	令和6年度	(1年)			60,000
138	令和5年度県道勝浦港湯川線道路保全	令和6年度	(1年)			40,000
139	令和5年度県道宇久井港線道路保全	令和6年度	(1年)			50,000
140	令和5年度県道太地港下里線道路保全	令和6年度	(1年)			40,000

事	項	期	間	限	度	額
141	令和5年度県道梶取崎線道路保全	令和6年度	(1年)			50,000
142	令和5年度県道日置川すさみ線道路保全	令和6年度	(1年)			70,000
143	令和5年度県道白浜日置川自転車道線道路保全	令和6年度	(1年)			10,000
144	令和5年度道路災害防除	令和6年度	(1年)			30,000
145	令和5年度交通安全施設等整備	令和6年度	(1年)			50,000
146	令和5年度道路維持修繕	令和6年度	(1年)			200,000
147	令和5年度道路維持作業車購入	令和6年度	(1年)			43,000
148	令和5年度県際道路管理	令和6年度	(1年)			101,000
149	令和5年度国道168号 相賀高田工区国道改良	令和6年度	(1年)			400,000
150	令和5年度国道168号 相須工区国道改良	自 令和6年度 至 令和8年度	(3年)			5,500,000
151	令和5年度国道169号 竹原工区道路改良	令和6年度	(1年)			300,000
152	令和5年度国道370号 矢立～九度山工区道路改良	令和6年度	(1年)			1,300,000
153	令和5年度国道370号 新城～花坂工区道路改良	令和6年度	(1年)			50,000
154	令和5年度国道370号 美里2バイパス道路改良	令和6年度	(1年)			30,000
155	令和5年度国道370号 美里4工区道路改良	令和6年度	(1年)			1,200,000
156	令和5年度国道371号 新紀見トンネル道路改良	令和6年度	(1年)			10,000
157	令和5年度国道371号 向副～南工区道路改良	令和6年度	(1年)			200,000
158	令和5年度国道371号 東～殿原工区道路改良	令和6年度	(1年)			200,000
159	令和5年度国道371号 小松原工区道路改良	令和6年度	(1年)			150,000
160	令和5年度国道371号 石船～向山工区道路改良	令和6年度	(1年)			50,000

事	項	期	間	限	度	額
161	令和5年度国道371号 古座川町工区道路改良	令和6年度	(1年)			50,000 <sup>千円</sup>
162	令和5年度国道371号 添野川～佐田工区道路改良	令和6年度	(1年)			200,000
163	令和5年度国道424号 西ヶ峯～上谷拡幅道路改良	令和6年度	(1年)			700,000
164	令和5年度国道424号 福井工区道路改良	令和6年度	(1年)			250,000
165	令和5年度国道425号 田辺市工区道路改良	令和6年度	(1年)			100,000
166	令和5年度国道425号 小家谷工区道路改良	令和6年度	(1年)			400,000
167	令和5年度国道480号 相ノ浦～花園中南工区道路改良	令和6年度	(1年)			300,000
168	令和5年度国道480号 花園久木工区道路改良	令和6年度	(1年)			600,000
169	令和5年度国道480号 花園中南～花園梁瀬工区道路改良	令和6年度	(1年)			200,000
170	令和5年度国道480号 紀の川市工区道路改良	令和6年度	(1年)			100,000
171	令和5年度国道480号 押手～杉野原工区道路改良	令和6年度	(1年)			400,000
172	令和5年度国道480号 有田川工区道路改良	令和6年度	(1年)			100,000
173	令和5年度県道二見御幸辻停車場線道路改良	令和6年度	(1年)			450,000
174	令和5年度県道川津高野線道路改良	令和6年度	(1年)			10,000
175	令和5年度県道花園美里線道路改良	令和6年度	(1年)			190,000
176	令和5年度県道かつらぎ桃山線道路改良	令和6年度	(1年)			350,000
177	令和5年度県道泉佐野打田線道路改良	令和6年度	(1年)			1,400,000
178	令和5年度県道粉河寺線道路改良	令和6年度	(1年)			200,000
179	令和5年度県道紀伊停車場田井ノ瀬線道路改良	令和6年度	(1年)			20,000

事	項	期	間	限	度	額
180	令和5年度県道三田海南線道路改良	令和6年度	(1年)			60,000
181	令和5年度県道秋月海南線道路改良	令和6年度	(1年)			50,000
182	令和5年度県道海南金屋線道路改良	自 令和6年度 至 令和7年度	(2年)			3,600,000
183	令和5年度県道奥佐々阪井線道路改良	令和6年度	(1年)			400,000
184	令和5年度県道野上清水線道路改良	令和6年度	(1年)			1,380,000
185	令和5年度県道生石公園線道路改良	令和6年度	(1年)			50,000
186	令和5年度県道有田湯浅線道路改良	令和6年度	(1年)			130,000
187	令和5年度県道御坊美山線道路改良	令和6年度	(1年)			30,000
188	令和5年度県道御坊由良線道路改良	令和6年度	(1年)			350,000
189	令和5年度県道井関御坊線道路改良	令和6年度	(1年)			150,000
190	令和5年度県道御坊中津線道路改良	令和6年度	(1年)			50,000
191	令和5年度県道女子小松原線道路改良	令和6年度	(1年)			20,000
192	令和5年度県道上富田南部線道路改良	令和6年度	(1年)			100,000
193	令和5年度県道平瀬上三栖線道路改良	令和6年度	(1年)			310,000
194	令和5年度県道龍神十津川線道路改良	令和6年度	(1年)			170,000
195	令和5年度県道芳養清川線道路改良	令和6年度	(1年)			40,000
196	令和5年度県道白浜久木線道路改良	自 令和6年度 至 令和8年度	(3年)			4,620,000
197	令和5年度県道すさみ古座線道路改良	令和6年度	(1年)			450,000

事	項	期	間	限	度	額
198	令和5年度県道長井古座線道路改良	令和6年度	(1年)			100,000 <sup>千円</sup>
199	令和5年度県道高田相賀線道路改良	令和6年度	(1年)			200,000
200	令和5年度県道志賀三谷線広域地方計画道路改良	令和6年度	(1年)			20,000
201	令和5年度県道高野口野上線広域地方計画道路改良	令和6年度	(1年)			30,000
202	令和5年度県道龍神十津川線広域地方計画道路改良	令和6年度	(1年)			100,000
203	令和5年度県道那智勝浦古座川線広域地方計画道路改良	令和6年度	(1年)			30,000
204	令和5年度県道山田御幸辻停車場線地方特定道路整備	令和6年度	(1年)			10,000
205	令和5年度県道二見御幸辻停車場線地方特定道路整備	令和6年度	(1年)			10,000
206	令和5年度県道かつらぎ桃山線地方特定道路整備	令和6年度	(1年)			100,000
207	令和5年度県道泉佐野打田線地方特定道路整備	令和6年度	(1年)			30,000
208	令和5年度県道粉河寺線地方特定道路整備	令和6年度	(1年)			20,000
209	令和5年度県道泉佐野岩出線外1線地方特定道路整備	令和6年度	(1年)			100,000
210	令和5年度県道三田海南線地方特定道路整備	令和6年度	(1年)			10,000
211	令和5年度県道紀伊停車場田井ノ瀬線地方特定道路整備	令和6年度	(1年)			10,000
212	令和5年度県道秋月海南線地方特定道路整備	令和6年度	(1年)			20,000
213	令和5年度県道海南金屋線地方特定道路整備	令和6年度	(1年)			160,000
214	令和5年度県道引尾下津線地方特定道路整備	令和6年度	(1年)			30,000
215	令和5年度県道興加茂郷停車場線地方特定道路整備	令和6年度	(1年)			10,000
216	令和5年度県道奥佐々阪井線地方特定道路整備	令和6年度	(1年)			30,000

事	項	期	間	限	度	額
217	令和5年度県道野上清水線地方特定道路整備	令和6年度	(1年)			150,000
218	令和5年度県道有田湯浅線地方特定道路整備	令和6年度	(1年)			20,000
219	令和5年度県道生石公園線地方特定道路整備	令和6年度	(1年)			10,000
220	令和5年度県道井関御坊線地方特定道路整備	令和6年度	(1年)			20,000
221	令和5年度県道御坊由良線地方特定道路整備	令和6年度	(1年)			10,000
222	令和5年度県道柏御坊線地方特定道路整備	令和6年度	(1年)			10,000
223	令和5年度県道上富田南部線地方特定道路整備	令和6年度	(1年)			30,000
224	令和5年度県道芳養清川線地方特定道路整備	令和6年度	(1年)			20,000
225	令和5年度県道平瀬上三栖線地方特定道路整備	令和6年度	(1年)			30,000
226	令和5年度県道田辺龍神線地方特定道路整備	令和6年度	(1年)			20,000
227	令和5年度県道龍神十津川線地方特定道路整備	令和6年度	(1年)			30,000
228	令和5年度県道日置川大塔線地方特定道路整備	令和6年度	(1年)			10,000
229	令和5年度県道白浜久木線地方特定道路整備	令和6年度	(1年)			50,000
230	令和5年度県道すさみ古座線地方特定道路整備	令和6年度	(1年)			130,000
231	令和5年度県道長井古座線地方特定道路整備	令和6年度	(1年)			30,000
232	令和5年度県道高田相賀線地方特定道路整備	令和6年度	(1年)			30,000
233	令和5年度県道上鞆那賀線半島振興道路整備	令和6年度	(1年)			30,000
234	令和5年度県道垣内貴志川線半島振興道路整備	令和6年度	(1年)			30,000
235	令和5年度県道御坊中津線半島振興道路整備	令和6年度	(1年)			50,000

事	項	期	間	限	度	額
236	令和5年度県道滝切目停車場線半島振興道路整備	令和6年度	(1年)			10,000 <sup>千円</sup>
237	令和5年度県道田辺印南線半島振興道路整備	令和6年度	(1年)			10,000
238	令和5年度県道岩田保呂線半島振興道路整備	令和6年度	(1年)			10,000
239	令和5年度国道371号外小規模道路改良	令和6年度	(1年)			20,000
240	令和5年度国道424号小規模道路改良	令和6年度	(1年)			20,000
241	令和5年度国道480号小規模道路改良	令和6年度	(1年)			20,000
242	令和5年度県道山田岸上線小規模道路改良	令和6年度	(1年)			15,000
243	令和5年度県道高野橋本線小規模道路改良	令和6年度	(1年)			15,000
244	令和5年度県道堺かつらぎ線小規模道路改良	令和6年度	(1年)			10,000
245	令和5年度県道高野天川線小規模道路改良	令和6年度	(1年)			20,000
246	令和5年度県道西川原名手市場線小規模道路改良	令和6年度	(1年)			10,000
247	令和5年度県道中尾名手市場線小規模道路改良	令和6年度	(1年)			20,000
248	令和5年度県道岩出海南線小規模道路改良	令和6年度	(1年)			15,000
249	令和5年度県道和歌山野上線小規模道路改良	令和6年度	(1年)			20,000
250	令和5年度県道引尾下津線小規模道路改良	令和6年度	(1年)			20,000
251	令和5年度県道大崎加茂郷停車場線小規模道路改良	令和6年度	(1年)			10,000
252	令和5年度県道美里龍神線小規模道路改良	令和6年度	(1年)			10,000
253	令和5年度県道海南吉備線小規模道路改良	令和6年度	(1年)			30,000
254	令和5年度県道野上清水線小規模道路改良	令和6年度	(1年)			20,000



事	項	期	間	限	度	額
255	令和5年度県道境川金屋線小規模道路改良	令和6年度	(1年)			30,000 <sup>千円</sup>
256	令和5年度県道楠本小川線小規模道路改良	令和6年度	(1年)			40,000
257	令和5年度県道御坊湯浅線小規模道路改良	令和6年度	(1年)			20,000
258	令和5年度県道日高印南線小規模道路改良	令和6年度	(1年)			20,000
259	令和5年度県道田辺印南線小規模道路改良	令和6年度	(1年)			25,000
260	令和5年度県道田辺龍神線小規模道路改良	令和6年度	(1年)			10,000
261	令和5年度県道上初湯川皆瀬線小規模道路改良	令和6年度	(1年)			30,000
262	令和5年度県道たかの金屋線小規模道路改良	令和6年度	(1年)			30,000
263	令和5年度県道秋津川田辺線小規模道路改良	令和6年度	(1年)			5,000
264	令和5年度県道長野上秋津線小規模道路改良	令和6年度	(1年)			5,000
265	令和5年度県道下川上牟婁線小規模道路改良	令和6年度	(1年)			15,000
266	令和5年度県道田辺白浜線小規模道路改良	令和6年度	(1年)			15,000
267	令和5年度県道城すさみ線小規模道路改良	令和6年度	(1年)			30,000
268	令和5年度県道大附見老津停車場線小規模道路改良	令和6年度	(1年)			30,000
269	令和5年度県道串本古座川線小規模道路改良	令和6年度	(1年)			10,000
270	令和5年度県道古座川熊野川線小規模道路改良	令和6年度	(1年)			20,000
271	令和5年度県道那智勝浦本宮線小規模道路改良	令和6年度	(1年)			10,000
272	令和5年度県道長井古座線小規模道路改良	令和6年度	(1年)			10,000
273	令和5年度紀の川自転車道線 桃山町段工区サイクリングロード整備	令和6年度	(1年)			50,000

事	項	期	間	限	度	額
274	令和5年度紀の川自転車道線 清水～下井阪工区サイクリングロード整備	令和6年度	(1年)			100,000 <sup>千円</sup>
275	令和5年度都市計画道路岡田大野中線公共街路	令和6年度	(1年)			100,000
276	令和5年度都市計画道路黒江線公共街路	令和6年度	(1年)			150,000
277	令和5年度都市計画道路文里湾横断道路公共街路	自 令和6年度 至 令和7年度	(2年)			1,400,000
278	令和5年度都市計画道路千穂王子ヶ浜線公共街路	令和6年度	(1年)			100,000
279	令和5年度都市計画道路岡田大野中線地方特定道路整備(街路)	令和6年度	(1年)			10,000
280	令和5年度都市計画道路黒江線地方特定道路整備(街路)	令和6年度	(1年)			50,000
281	令和5年度都市計画道路千穂王子ヶ浜線地方特定道路整備(街路)	令和6年度	(1年)			10,000
282	令和5年度ドローンによる施設点検の自動化・迅速化	自 令和6年度 至 令和7年度	(2年)			43,120
283	令和5年度和田川河川整備	令和6年度	(1年)			200,000
284	令和5年度七瀬川河川整備	令和6年度	(1年)			200,000
285	令和5年度土入川河川整備	令和6年度	(1年)			100,000
286	令和5年度和歌川河川整備	令和6年度	(1年)			40,000
287	令和5年度亀の川河川整備	令和6年度	(1年)			200,000
288	令和5年度大門川河川整備	令和6年度	(1年)			100,000
289	令和5年度日方川河川整備	令和6年度	(1年)			200,000
290	令和5年度加茂川河川整備	令和6年度	(1年)			110,000
291	令和5年度貴志川河川整備	令和6年度	(1年)			30,000
292	令和5年度住吉川河川整備	令和6年度	(1年)			200,000
293	令和5年度根来川河川整備	令和6年度	(1年)			200,000
294	令和5年度佐川河川整備	令和6年度	(1年)			50,000

事 項	期 間	限 度	額
295 令和5年度柘榴川河川整備	令和6年度 (1年)		20,000 <sup>千円</sup>
296 令和5年度春日川河川整備	令和6年度 (1年)		20,000
297 令和5年度中谷川河川整備	令和6年度 (1年)		40,000
298 令和5年度有田川河川整備	令和6年度 (1年)		200,000
299 令和5年度広川河川整備	令和6年度 (1年)		120,000
300 令和5年度切目川河川整備	令和6年度 (1年)		50,000
301 令和5年度西川河川整備	令和6年度 (1年)		200,000
302 令和5年度堂閉川河川整備	令和6年度 (1年)		10,000
303 令和5年度日高川河川整備	令和6年度 (1年)		80,000
304 令和5年度南部川河川整備	令和6年度 (1年)		50,000
305 令和5年度古川河川整備	令和6年度 (1年)		50,000
306 令和5年度下川河川整備	令和6年度 (1年)		10,000
307 令和5年度左会津川河川整備	令和6年度 (1年)		200,000
308 令和5年度芳養川河川整備	令和6年度 (1年)		200,000
309 令和5年度富田川河川整備	令和6年度 (1年)		100,000
310 令和5年度日置川河川整備	令和6年度 (1年)		20,000
311 令和5年度古座川河川整備	令和6年度 (1年)		50,000
312 令和5年度太田川河川整備	令和6年度 (1年)		70,000
313 令和5年度佐野川河川整備	令和6年度 (1年)		150,000
314 令和5年度熊野川河川整備 (新宮市内)	令和6年度 (1年)		50,000
315 令和5年度河川整備 (堤防強化)	令和6年度 (1年)		50,000
316 令和5年度河川整備 (特定構造物改築)	令和6年度 (1年)		200,000
317 令和5年度河川整備 (情報基盤総合整備)	令和6年度 (1年)		50,000
318 令和5年度河川整備 (施設機能向上)	令和6年度 (1年)		50,000

事	項	期	間	限	度	額
319	令和5年度二川ダム堰堤改良	令和6年度	(1年)			200,000 <sup>千円</sup>
320	令和5年度二川ダム堰堤改良(常用洪水吐設備改良)	自 令和6年度 至 令和7年度	(2年)			364,000
321	令和5年度広川ダム堰堤改良	令和6年度	(1年)			150,000
322	令和5年度椿山ダム堰堤改良	令和6年度	(1年)			400,000
323	令和5年度七川ダム堰堤改良	令和6年度	(1年)			100,000
324	令和5年度七川ダム堰堤改良(ダム・堰情報システム設備改良)	自 令和6年度 至 令和7年度	(2年)			200,000
325	令和5年度藤谷川堤防改修	令和6年度	(1年)			40,000
326	令和5年度鳥子川堤防改修	令和6年度	(1年)			40,000
327	令和5年度和歌川堤防改修	令和6年度	(1年)			30,000
328	令和5年度大坪川堤防改修	令和6年度	(1年)			40,000
329	令和5年度加茂川堤防改修	令和6年度	(1年)			40,000
330	令和5年度有田川堤防改修	令和6年度	(1年)			20,000
331	令和5年度山田川堤防改修	令和6年度	(1年)			10,000
332	令和5年度江上川堤防改修	令和6年度	(1年)			20,000
333	令和5年度熊井川堤防改修	令和6年度	(1年)			60,000
334	令和5年度天満川堤防改修	令和6年度	(1年)			20,000
335	令和5年度東裏川堤防改修	令和6年度	(1年)			10,000
336	令和5年度志賀川堤防改修	令和6年度	(1年)			30,000
337	令和5年度由良川堤防改修	令和6年度	(1年)			20,000
338	令和5年度南部川堤防改修	令和6年度	(1年)			15,000
339	令和5年度東岩代川堤防改修	令和6年度	(1年)			20,000
340	令和5年度日高川堤防改修	令和6年度	(1年)			10,000
341	令和5年度左向谷川堤防改修	令和6年度	(1年)			30,000
342	令和5年度馬川堤防改修	令和6年度	(1年)			10,000

事	項	期	間	限	度	額
343	令和5年度大谷川堤防改修	令和6年度	(1年)			15,000
344	令和5年度河川修繕	令和6年度	(1年)			400,000
345	令和5年度ダム修繕	令和6年度	(1年)			120,000
346	令和5年度河川調査	令和6年度	(1年)			50,000
347	令和5年度隅田川右支溪砂防	令和6年度	(1年)			50,000
348	令和5年度嵯峨谷川砂防	令和6年度	(1年)			50,000
349	令和5年度更谷谷川砂防	令和6年度	(1年)			50,000
350	令和5年度紀の川左支溪砂防	令和6年度	(1年)			50,000
351	令和5年度永瀧谷川砂防	令和6年度	(1年)			50,000
352	令和5年度半沿川砂防	令和6年度	(1年)			100,000
353	令和5年度垣内川砂防	令和6年度	(1年)			130,000
354	令和5年度猿坂谷砂防	令和6年度	(1年)			40,000
355	令和5年度鳴神大谷砂防	令和6年度	(1年)			40,000
356	令和5年度塩津谷川砂防	令和6年度	(1年)			20,000
357	令和5年度西手谷川砂防	令和6年度	(1年)			40,000
358	令和5年度亀の川右支溪砂防	令和6年度	(1年)			40,000
359	令和5年度飯盛川砂防	令和6年度	(1年)			50,000
360	令和5年度飯盛川右支溪砂防	令和6年度	(1年)			50,000
361	令和5年度花谷川砂防	令和6年度	(1年)			50,000
362	令和5年度宮本谷川砂防	令和6年度	(1年)			50,000
363	令和5年度地藏谷川砂防	令和6年度	(1年)			30,000
364	令和5年度城山谷川砂防	令和6年度	(1年)			50,000
365	令和5年度烏ヶ谷川砂防	令和6年度	(1年)			30,000
366	令和5年度油河谷川砂防	令和6年度	(1年)			30,000
367	令和5年度柏谷川砂防	令和6年度	(1年)			30,000

事	項	期	間	限	度	額
368	令和5年度油河谷川2砂防	令和6年度	(1年)			30,000 <sup>千円</sup>
369	令和5年度西川左支溪砂防	令和6年度	(1年)			30,000
370	令和5年度芋谷川砂防	令和6年度	(1年)			30,000
371	令和5年度久志之谷川砂防	令和6年度	(1年)			20,000
372	令和5年度中出谷川砂防	令和6年度	(1年)			30,000
373	令和5年度中山谷川砂防	令和6年度	(1年)			30,000
374	令和5年度里山谷川砂防	令和6年度	(1年)			30,000
375	令和5年度由良川右支溪砂防	令和6年度	(1年)			30,000
376	令和5年度小谷川砂防	令和6年度	(1年)			30,000
377	令和5年度東谷川砂防	令和6年度	(1年)			30,000
378	令和5年度芝中谷川砂防	令和6年度	(1年)			30,000
379	令和5年度陰地谷川砂防	令和6年度	(1年)			30,000
380	令和5年度新田谷川砂防	令和6年度	(1年)			30,000
381	令和5年度御講谷川砂防	令和6年度	(1年)			30,000
382	令和5年度日向谷川砂防	令和6年度	(1年)			30,000
383	令和5年度宮ノ谷川砂防	令和6年度	(1年)			30,000
384	令和5年度三の宮谷川砂防	令和6年度	(1年)			30,000
385	令和5年度つづら谷川砂防	令和6年度	(1年)			20,000
386	令和5年度方丈谷川砂防	令和6年度	(1年)			30,000
387	令和5年度六十川砂防	令和6年度	(1年)			30,000
388	令和5年度瓜谷砂防	令和6年度	(1年)			30,000
389	令和5年度土生川砂防	令和6年度	(1年)			80,000
390	令和5年度あたぎ谷川砂防	令和6年度	(1年)			30,000
391	令和5年度槇谷川砂防	令和6年度	(1年)			50,000
392	令和5年度七兵衛谷川砂防	令和6年度	(1年)			20,000

事	項	期	間	限	度	額
393	令和5年度李堂の谷川砂防	令和6年度	(1年)			30,000 <sup>千円</sup>
394	令和5年度ベベ谷川砂防	令和6年度	(1年)			30,000
395	令和5年度岡の谷川砂防	令和6年度	(1年)			30,000
396	令和5年度かじ畑谷川砂防	令和6年度	(1年)			30,000
397	令和5年度猿川谷川砂防	令和6年度	(1年)			30,000
398	令和5年度平川猪ノ谷川砂防	令和6年度	(1年)			30,000
399	令和5年度イドン谷川砂防	令和6年度	(1年)			30,000
400	令和5年度室河谷川砂防	令和6年度	(1年)			30,000
401	令和5年度庵ノ谷川砂防	令和6年度	(1年)			30,000
402	令和5年度堂の向谷川砂防	令和6年度	(1年)			30,000
403	令和5年度梅坂谷川砂防	令和6年度	(1年)			30,000
404	令和5年度萩の谷川砂防	令和6年度	(1年)			30,000
405	令和5年度栗栖川上芝2砂防	令和6年度	(1年)			30,000
406	令和5年度日高川右支溪2砂防	令和6年度	(1年)			60,000
407	令和5年度志原下谷川砂防	令和6年度	(1年)			30,000
408	令和5年度栗ヶ谷砂防	令和6年度	(1年)			50,000
409	令和5年度深見谷砂防	令和6年度	(1年)			50,000
410	令和5年度平井川ハシン谷川砂防	令和6年度	(1年)			40,000
411	令和5年度荒木川右支溪砂防	令和6年度	(1年)			50,000
412	令和5年度長谷川砂防	令和6年度	(1年)			70,000
413	令和5年度唐立谷砂防	令和6年度	(1年)			40,000
414	令和5年度湯川川左支溪砂防	令和6年度	(1年)			50,000
415	令和5年度栗須谷川砂防	令和6年度	(1年)			50,000
416	令和5年度紀の川圏域砂防	令和6年度	(1年)			120,000
417	令和5年度紀中圏域砂防	令和6年度	(1年)			175,000

事	項	期	間	限	度	額
418	令和5年度西牟婁圏域砂防	令和6年度	(1年)			120,000 <sup>千円</sup>
419	令和5年度熊野川圏域砂防	令和6年度	(1年)			100,000
420	令和5年度上古沢地区砂防	令和6年度	(1年)			100,000
421	令和5年度下鞆地区砂防	令和6年度	(1年)			30,000
422	令和5年度上谷2地区砂防	令和6年度	(1年)			20,000
423	令和5年度上出地区砂防	令和6年度	(1年)			10,000
424	令和5年度橘本地区砂防	令和6年度	(1年)			60,000
425	令和5年度畑地区砂防	令和6年度	(1年)			20,000
426	令和5年度長野地区砂防	令和6年度	(1年)			100,000
427	令和5年度峰玉地区砂防	令和6年度	(1年)			30,000
428	令和5年度東地区砂防	令和6年度	(1年)			20,000
429	令和5年度伏拝地区砂防	令和6年度	(1年)			20,000
430	令和5年度清水谷地区砂防	令和6年度	(1年)			10,000
431	令和5年度寺尾地区急傾斜地崩壊対策	令和6年度	(1年)			30,000
432	令和5年度寺長3地区急傾斜地崩壊対策	令和6年度	(1年)			70,000
433	令和5年度山地区急傾斜地崩壊対策	令和6年度	(1年)			40,000
434	令和5年度府中地区急傾斜地崩壊対策	令和6年度	(1年)			30,000
435	令和5年度栄谷2地区急傾斜地崩壊対策	令和6年度	(1年)			70,000
436	令和5年度西庄4地区急傾斜地崩壊対策	令和6年度	(1年)			20,000
437	令和5年度栄谷地区急傾斜地崩壊対策	令和6年度	(1年)			40,000
438	令和5年度園部18地区急傾斜地崩壊対策	令和6年度	(1年)			40,000
439	令和5年度寺内2地区急傾斜地崩壊対策	令和6年度	(1年)			50,000



事	項	期	間	限	度	額
440	令和5年度六十谷地区急傾斜地崩壊対策	令和6年度	(1年)			40,000
441	令和5年度木ノ本地区急傾斜地崩壊対策	令和6年度	(1年)			80,000
442	令和5年度重根9地区急傾斜地崩壊対策	令和6年度	(1年)			20,000
443	令和5年度男浦地区急傾斜地崩壊対策	令和6年度	(1年)			10,000
444	令和5年度上六川天石地区急傾斜地崩壊対策	令和6年度	(1年)			20,000
445	令和5年度中原地区急傾斜地崩壊対策	令和6年度	(1年)			40,000
446	令和5年度上津木落合2地区急傾斜地崩壊対策	令和6年度	(1年)			20,000
447	令和5年度中ノ浜地区急傾斜地崩壊対策	令和6年度	(1年)			30,000
448	令和5年度長滝地区急傾斜地崩壊対策	令和6年度	(1年)			50,000
449	令和5年度下五味地区急傾斜地崩壊対策	令和6年度	(1年)			30,000
450	令和5年度猪之山地区急傾斜地崩壊対策	令和6年度	(1年)			20,000
451	令和5年度瓜谷地区急傾斜地崩壊対策	令和6年度	(1年)			50,000
452	令和5年度串ノ浦地区急傾斜地崩壊対策	令和6年度	(1年)			30,000
453	令和5年度原日浦地区急傾斜地崩壊対策	令和6年度	(1年)			30,000
454	令和5年度上平1地区急傾斜地崩壊対策	令和6年度	(1年)			50,000
455	令和5年度平岩地区急傾斜地崩壊対策	令和6年度	(1年)			30,000
456	令和5年度早藤5地区急傾斜地崩壊対策	令和6年度	(1年)			30,000
457	令和5年度下田原1地区急傾斜地崩壊対策	令和6年度	(1年)			30,000
458	令和5年度下滝本3地区急傾斜地崩壊対策	令和6年度	(1年)			30,000

事	項	期	間	限	度	額
459	令和5年度平川3地区急傾斜地崩壊対策	令和6年度	(1年)			30,000 <sup>千円</sup>
460	令和5年度上滝本地区急傾斜地崩壊対策	令和6年度	(1年)			30,000
461	令和5年度垣内原地区急傾斜地崩壊対策	令和6年度	(1年)			30,000
462	令和5年度岡本2地区急傾斜地崩壊対策	令和6年度	(1年)			30,000
463	令和5年度矢矧地区急傾斜地崩壊対策	令和6年度	(1年)			30,000
464	令和5年度芝地区急傾斜地崩壊対策	令和6年度	(1年)			30,000
465	令和5年度東上ノ碓3地区急傾斜地崩壊対策	令和6年度	(1年)			30,000
466	令和5年度殿原小森地区急傾斜地崩壊対策	令和6年度	(1年)			20,000
467	令和5年度静川104地区急傾斜地崩壊対策	令和6年度	(1年)			30,000
468	令和5年度大畑地区急傾斜地崩壊対策	令和6年度	(1年)			30,000
469	令和5年度岩田地地区急傾斜地崩壊対策	令和6年度	(1年)			50,000
470	令和5年度庄川口地区急傾斜地崩壊対策	令和6年度	(1年)			50,000
471	令和5年度生馬口地区急傾斜地崩壊対策	令和6年度	(1年)			30,000
472	令和5年度和田之谷地区急傾斜地崩壊対策	令和6年度	(1年)			80,000
473	令和5年度梅ノ木地区急傾斜地崩壊対策	令和6年度	(1年)			100,000
474	令和5年度日足6地区急傾斜地崩壊対策	令和6年度	(1年)			40,000
475	令和5年度宇和平・高田1地区急傾斜地崩壊対策	令和6年度	(1年)			20,000
476	令和5年度浦神地区急傾斜地崩壊対策	令和6年度	(1年)			100,000
477	令和5年度南地地区急傾斜地崩壊対策	令和6年度	(1年)			20,000

事	項	期	間	限	度	額
478	令和5年度竹原2地区急傾斜地崩壊対策	令和6年度	(1年)			30,000
479	令和5年度熊野川圏域急傾斜地崩壊対策	令和6年度	(1年)			120,000
480	令和5年度東山谷川小規模土砂災害対策	令和6年度	(1年)			11,000
481	令和5年度北山地区小規模土砂災害対策	令和6年度	(1年)			5,500
482	令和5年度吉見2地区小規模土砂災害対策	令和6年度	(1年)			6,000
483	令和5年度黒松地区小規模土砂災害対策	令和6年度	(1年)			6,000
484	令和5年度袋寺之元地区小規模土砂災害対策	令和6年度	(1年)			8,000
485	令和5年度砂防修繕	令和6年度	(1年)			50,000
486	令和5年度和歌公園整備	令和6年度	(1年)			100,000
487	令和5年度南紀白浜空港民間活力導入(サービス購入料改定分)	自 令和6年度 至 令和10年度	(5年)			86,675
488	令和5年度南紀白浜空港管理(空港用医療搬送車更新)	自 令和5年度 至 令和6年度	(2年)			70,342
489	令和5年度南紀白浜空港国際便受入機能強化(既存ターミナル改修)	令和6年度	(1年)			10,000
490	令和5年度那智勝浦海岸海岸整備(海岸)	令和6年度	(1年)			170,000
491	令和5年度日置川海岸海岸整備(海岸)	令和6年度	(1年)			100,000
492	令和5年度港湾修繕	令和6年度	(1年)			15,000
493	令和5年度和歌山下津港海岸海岸修繕	令和6年度	(1年)			80,000
494	令和5年度和歌山下津港(西浜)港湾施設整備	令和6年度	(1年)			40,000
495	令和5年度和歌山下津港(湊外)港湾施設整備	令和6年度	(1年)			200,000
496	令和5年度和歌山下津港(毛見外)港湾施設整備	令和6年度	(1年)			200,000

事	項	期	間	限	度	額
497	令和5年度和歌山下津港（日方） 港湾施設整備	令和6年度	（1年）			20,000
498	令和5年度和歌山下津港（下津） 港湾施設整備	令和6年度	（1年）			110,000
499	令和5年度和歌山下津港（初島） 港湾施設整備	令和6年度	（1年）			15,000
500	令和5年度湯浅広港港湾施設整備	令和6年度	（1年）			100,000
501	令和5年度由良港（神谷）港湾施設整備	令和6年度	（1年）			550,000
502	令和5年度由良港（小浦）港湾施設整備	令和6年度	（1年）			250,000
503	令和5年度日高港港湾施設整備	令和6年度	（1年）			50,000
504	令和5年度文里港（文里外）港湾施設整備	令和6年度	（1年）			100,000
505	令和5年度文里港（新庄町）港湾施設整備	令和6年度	（1年）			50,000
506	令和5年度日置港港湾施設整備	令和6年度	（1年）			60,000
507	令和5年度新宮港港湾施設整備	令和6年度	（1年）			120,000
508	令和5年度由良港海岸海岸整備（ 港湾）	令和6年度	（1年）			20,000
509	令和5年度和歌山下津港海岸（有 田）海岸整備（港湾）	令和6年度	（1年）			200,000
510	令和5年度湯浅広港海岸海岸整備 （港湾）	令和6年度	（1年）			120,000
511	令和5年度文里港海岸海岸整備（ 港湾）	令和6年度	（1年）			100,000
512	令和5年度和歌山下津港海岸（海 南）海岸整備（港湾）	令和6年度	（1年）			200,000
513	令和5年度日高港海岸海岸整備（ 港湾）	令和6年度	（1年）			300,000
514	令和5年度運転免許関係機器	自 至	令和6年度 令和12年度	（7年）		573,406
515	令和5年度録音録画装置等リース	自 至	令和5年度 令和12年度	（8年）		1,803,935

事 項	期 間	限 度	額
516 令和5年度放置駐車車両確認事務委託	令和6年度 (1年)		27,896 <sup>千円</sup>
517 令和5年度警衛警備	自 令和5年度 至 令和6年度 (2年)		55,070
518 令和5年度運転免許関係講習業務委託	自 令和5年度 至 令和6年度 (2年)		94,211
519 令和5年度紀州ネット端末等リース	自 令和6年度 至 令和10年度 (5年)		716,153
520 令和5年度和歌山県立医科大学受配電設備他更新	自 令和5年度 至 令和7年度 (3年)		378,510
521 令和5年度和歌山県立医科大学講堂棟舞台設備更新	自 令和5年度 至 令和6年度 (2年)		67,507
522 令和5年度情報教育環境整備	自 令和6年度 至 令和10年度 (5年)		278,550
523 令和5年度就学奨励システム整備	自 令和6年度 至 令和10年度 (5年)		10,464
524 令和5年度さわやかクール教室整備(高等学校空調設備整備)	自 令和5年度 至 令和23年度 (19年)		4,257,808
525 令和5年度紀北支援学校校舎等整備(第I期実施設計)	令和6年度 (1年)		202,372
526 令和5年度県立図書館コンピュータシステム賃借料	自 令和6年度 至 令和10年度 (5年)		85,231
527 令和5年度県立近代美術館・博物館エレベーター改修工事	自 令和6年度 至 令和7年度 (2年)		186,375
528 令和5年度土木施設災害復旧	令和6年度 (1年)		1,000,000
529 令和5年度災害土木単独復旧	令和6年度 (1年)		20,000

第3表 地方債				
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共港湾事業	千円 1,572,200	(1)借入先 政府、銀行 又はその他  (2)借入時期 令和5年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。  (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。
公共河川事業	921,500	以下同上	以下同上	以下同上
公共海岸事業	817,300			
公共農業農村事業	974,700			
公共災害関連事業	3,927,400			
公共治山事業	273,100			
公共治水事業	2,226,600			
公共林道事業	88,300			
公共水産基盤事業	579,600			
公共都市計画事業	600,600			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共道路事業	千円 18,285,400	(1)借入先 政府、銀行 又はその他  (2)借入時期 令和5年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。  (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。
公共空港事業	229,500	以下同上	以下同上	以下同上
公営住宅建設事業	674,200			
過年補助災害復旧 事業	58,200			
現年補助災害復旧 事業	2,083,200			
単独災害復旧事業	340,000			
緊急防災・減災事業	128,100			
社会福祉施設整備 事業	111,100			
半島振興道路整備 事業	151,400			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
学校施設整備事業	千円 2,216,100	(1)借入先 政府、銀行 又はその他  (2)借入時期 令和5年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。  (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。
警察施設整備事業	649,300	以下同上	以下同上	以下同上
自然公園等施設整備	6,100			
地方道路等整備事業	940,900			
河川等整備事業	70,200			
県民文化会館機器 整備	68,500			
財産管理	391,000			
青少年施設管理 運営・整備	23,200			
相談センター体育 施設整備・運営	322,900			



起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
環境衛生研究センター 再整備	千円 274,400	(1)借入先 政府、銀行 又はその他  (2)借入時期 令和5年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。  (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。
動物愛護センター ・鳥獣保護センター 運営	9,400	以下同上	以下同上	以下同上
産業技術専門学院 整備	16,500			
畜産試験場運営	98,600			
小規模土砂災害対策	13,100			
県単港湾施設整備	107,000			
空港修繕	2,000			
国際便受入機能強化	18,700			
公園整備	45,700			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
和歌山ビッグ愛・ ビッグホエール・ ビッグウェーブ 維持管理運営	千円 169,700	(1)借入先 政府、銀行 又はその他  (2)借入時期 令和5年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することがで きる。  (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	%  5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。
地域活性化事業	540,100	以下同上	以下同上	以下同上
防災対策事業	555,800			
公共施設等適正 管理推進事業	2,870,000			
緊急自然災害防止 対策事業	3,885,800			
緊急浚渫推進事業	1,000,000			
行政改革推進	4,757,100			
公立大学法人和歌 山県立医科大学貸 付金	1,161,600			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時財政対策	<p style="text-align: center;">千円</p> <p style="text-align: center;">4,000,000</p>	<p>(1)借入先 政府、銀行 又はその他</p> <p>(2)借入時期 令和5年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。</p> <p>(3)借入方法 普通貸借又 は債券発行</p>	<p style="text-align: center;">%</p> <p style="text-align: center;">5.0以内</p> <p>(ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)</p>	<p>公的資金につ いては、その融 通条件により、 銀行その他の 場合にはその 債権者と協定 するものとし る。</p> <p>ただし、県財 政の都合によ り、年限変更 、繰上償還又 は低利借換え することができる。</p>



議案第 2 号

## 令和 5 年度和歌山県農林水産振興資金特別会計予算

令和 5 年度和歌山県の農林水産振興資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 213,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 5 年 2 月 13 日 提出

和歌山県知事 岸 本 周 平

第1表 歳入歳出予算 (歳入)

款	項	金額
1 繰入金		276 <small>千円</small>
	1 一般会計繰入金	276
2 繰越金		127,165
	1 繰越金	127,165
3 諸収入		85,559
	1 県預金利子	5
	2 貸付金元利収入	61,671
	3 雑収入	23,883
<b>歳入</b>	<b>合計</b>	<b>213,000</b>

(歳 出)		
款	項	金 額
1 農 林 水 産 業 費		213,000 <small>千円</small>
	1 農 業 費	8,356
	2 林 業 費	174,468
	3 水 産 業 費	30,176
<b>歳 出 合 計</b>		<b>213,000</b>





議案第 3 号

## 令和 5 年度和歌山県中小企業振興資金特別会計予算

令和 5 年度和歌山県の中小企業振興資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 427,989 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 5 年 2 月 13 日 提出

和歌山県知事 岸 本 周 平

第1表 歳入歳出予算 (歳入)		
款	項	金額
1 繰越金		14,996 <sup>千円</sup>
	1 繰越金	14,996
2 諸収入		412,993
	1 県預金利息	2
	2 貸付金元利収入	392,991
	3 雑収入	20,000
<b>歳入</b>	<b>合計</b>	<b>427,989</b>

(歲 出)		
款	項	金 額
1 商 工 費		427,989 <small>千円</small>
	1 中 小 企 業 振 興 資 金 助 成 費	427,989
<b>歲 出 合 計</b>		<b>427,989</b>



議案第 4 号

令和 5 年度和歌山県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和 5 年度和歌山県の母子父子寡婦福祉資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 150,863 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

令和 5 年 2 月 13 日 提出

和歌山県知事 岸 本 周 平

第1表 歳入歳出予算 (歳入)

款	項	金額
1 繰入金		10,000 <small>千円</small>
	1 一般会計繰入金	10,000
2 繰越金		10,824
	1 繰越金	10,824
3 諸収入		110,039
	1 貸付金元利収入	109,898
	2 雑収入	141
4 県債		20,000
	1 県債	20,000
<b>歳入</b>	<b>合計</b>	<b>150,863</b>

(歲 出)		
款	項	金 額
1 民 生 費		150,863 <small>千円</small>
	1 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 費	150,863
<b>歲 出 合 計</b>		<b>150,863</b>

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子父子寡婦福祉資金貸付金	千円 20,000	<p>政府から借り入れるものとし、この借入方法、その他一切の事項は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の定める融資条件に従うものとする。</p> <p>ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。</p>	% 0	母子及び父子並びに寡婦福祉法第37条第2項、第4項又は第6項の規定による融資条件に従うものとする。



議案第 5 号

## 令和 5 年度和歌山県修学奨励金特別会計予算

令和 5 年度和歌山県の修学奨励金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 186,759 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 5 年 2 月 13 日 提出

和歌山県知事 岸 本 周 平

第1表 歳入歳出予算 (歳入)

款	項	金額
1 繰越金		千円 1
	1 繰越金	1
2 諸収入		186,758
	1 貸付金元利収入	186,758
<b>歳入</b>	<b>合計</b>	<b>186,759</b>

(歳 出)		
款	項	金 額
1 教 育 費		186,759 <small>千円</small>
	1 教 育 総 務 費	186,759
<b>歳 出 合 計</b>		<b>186,759</b>



議案第 6 号

## 令和 5 年度和歌山県職員住宅特別会計予算

令和 5 年度和歌山県の職員住宅特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 166,220 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 5 年 2 月 13 日 提出

和歌山県知事 岸 本 周 平

第1表 歳入歳出予算 (歳入)

款	項	金額
1 財産収入		166,219 <sup>千円</sup>
	1 財産運用収入	166,219
2 諸収入		1
	1 県預金利子	1
<b>歳入</b>	<b>合計</b>	<b>166,220</b>

(歳 出)		
款	項	金 額
1 総 務 費		166,220 <small>千円</small>
	1 職 員 住 宅 管 理 費	166,220
<b>歳 出 合 計</b>		<b>166,220</b>





議案第 7 号

## 令和 5 年度和歌山県国民健康保険特別会計予算

令和 5 年度和歌山県の国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ102,687,996千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 5 年 2 月 1 3 日 提 出

和歌山県知事 岸 本 周 平

第1表 歳入歳出予算 (歳入)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		30,252,955 <sup>千円</sup>
	1 負担金	30,252,955
2 国庫支出金		30,243,186
	1 国庫負担金	20,782,673
	2 国庫補助金	9,460,513
3 前期高齢者交付金		32,723,924
	1 前期高齢者交付金	32,723,924
4 共同事業交付金		259,156
	1 共同事業交付金	259,156
5 財産収入		101
	1 財産運用収入	101
6 繰入金		6,896,127
	1 一般会計繰入金	6,579,379
	2 基金繰入金	316,748
7 繰越金		2,298,309
	1 繰越金	2,298,309
8 諸収入		14,238
	1 雑収入	14,238
<b>歳入合計</b>		<b>102,687,996</b>

(歳 出)		
款	項	金 額
1 総 務 費		千円 2,565
	1 総 務 管 理 費	1,928
	2 運 営 協 議 会 費	637
2 保 険 給 付 費 等 交 付 金		80,929,538
	1 保 険 給 付 費 等 交 付 金	80,929,538
3 後 期 高 齢 者 支 援 金 等		14,953,585
	1 後 期 高 齢 者 支 援 金 等	14,953,585
4 前 期 高 齢 者 納 付 金 等		24,541
	1 前 期 高 齢 者 納 付 金 等	24,541
5 介 護 納 付 金		5,285,895
	1 介 護 納 付 金	5,285,895
6 病 床 転 換 支 援 金 等		46
	1 病 床 転 換 支 援 金 等	46
7 共 同 事 業 拠 出 金		259,261
	1 共 同 事 業 拠 出 金	259,261
8 財 政 安 定 化 基 金 支 出 金		2
	1 財 政 安 定 化 基 金 支 出 金	2
9 保 健 事 業 費		120,468
	1 保 健 事 業 費	120,468
10 基 金 積 立 金		1,112,095
	1 基 金 積 立 金	1,112,095
<b>歳 出 合 計</b>		<b>102,687,996</b>



議案第 8 号

## 令和 5 年度和歌山県営競輪事業特別会計予算

令和 5 年度和歌山県の県営競輪事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 27,911,170 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 5 年 2 月 13 日 提出

和歌山県知事 岸 本 周 平

第1表 歳入歳出予算 (歳入)

款	項	金額
1 収益事業収入		27,895,879 <sup>千円</sup>
	1 収益事業収入	27,895,879
2 使用料及び手数料		1,347
	1 使用料	1,347
3 財産収入		33
	1 財産運用収入	32
	2 財産売却収入	1
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		13,910
	1 県預金利子	1
	2 雑収入	13,909
<b>歳入合計</b>		<b>27,911,170</b>

(歳 出)		
款	項	金 額
1 県 営 競 輪 特 別 事 業 費		27,910,170 <small>千円</small>
	1 競 輪 事 業 費	27,910,170
2 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
<b>歳 出 合 計</b>		<b>27,911,170</b>





議案第 9 号

## 令和 5 年度和歌山県営港湾施設管理特別会計予算

令和 5 年度和歌山県の県営港湾施設管理特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 511,216 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000 千円と定める。

令和 5 年 2 月 13 日 提出

和歌山県知事 岸 本 周 平

第1表 歳入歳出予算 (歳入)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		509,330 <sup>千円</sup>
	1 使用料	509,330
2 財産収入		3
	1 財産運用収入	2
	2 財産売却収入	1
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		1,882
	1 延滞金、加算金及び過料等	1
	2 県預金利子	1
	3 雑収入	1,880
<b>歳入</b>	<b>合計</b>	<b>511,216</b>

(歲 出)		
款	項	金 額
1 港 灣 施 設 管 理 費		511,216 <sup>千円</sup>
	1 港 灣 施 設 管 理 費	511,216
<b>歲 出 合 計</b>		<b>511,216</b>



議案第10号

## 令和5年度和歌山県市町村振興資金特別会計予算

令和5年度和歌山県の市町村振興資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ847,162千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月13日提出

和歌山県知事 岸 本 周 平

第1表 歳入歳出予算 (歳入)

款	項	金額
1 繰越金		209,975 <sup>千円</sup>
	1 繰越金	209,975
2 諸収入		610,563
	1 県預金利子	6
	2 貸付金元利収入	610,557
3 繰入金		26,624
	1 一般会計繰入金	26,624
<b>歳入</b>	<b>合計</b>	<b>847,162</b>

(歳 出)		
款	項	金 額
1 総 務 費		847,162 <small>千円</small>
	1 市 町 村 振 興 費	847,162
<b>歳 出 合 計</b>		<b>847,162</b>





議案第11号

## 令和5年度和歌山県自動車税証紙特別会計予算

令和5年度和歌山県の自動車税証紙特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ917,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月13日提出

和歌山県知事 岸 本 周 平

第1表 歳入歳出予算 (歳入)

款	項	金額
1 証 紙 収 入		917,000 <small>千円</small>
	1 証 紙 収 入	917,000
<b>歳 入</b>	<b>合 計</b>	<b>917,000</b>

(歳 出)		
款	項	金 額
1 総 務 費		917,000 <small>千円</small>
	1 繰 出 金	917,000
<b>歳 出 合 計</b>		<b>917,000</b>



議案第12号

## 令和5年度和歌山県用地取得事業特別会計予算

令和5年度和歌山県の用地取得事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,874,402千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和5年2月13日提出

和歌山県知事 岸 本 周 平

第1表 歳入歳出予算 (歳入)

款	項	金額
1 財産収入		1,064,013 <small>千円</small>
	1 財産売却収入	1,064,013
2 繰入金		13,072
	1 一般会計繰入金	13,072
3 諸収入		22,417
	1 貸付金元利収入	16,417
	2 雑収入	6,000
4 県債		1,774,900
	1 県債	1,774,900
<b>歳入</b>	<b>合計</b>	<b>2,874,402</b>

(歳 出)		
款	項	金 額
1 土 木 費		2,756,312 <small>千円</small>
	1 土木管理用地取得事業費	16,417
	2 道路橋りょう用地取得事業費	2,739,895
2 教 育 費		118,090
	1 公用用地取得事業費	118,090
<b>歳 出 合 計</b>		<b>2,874,402</b>

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
新宮道路先行取得事業	千円 1,774,900	<p>(1)借入先 政府、銀行 又はその他</p> <p>(2)借入時期 令和5年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。</p> <p>(3)借入方法 普通貸借又 は債券発行</p>	<p>% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)</p>	<p>公的資金につ いては、その融 通条件により、 銀行その他の 場合にはその 債権者と協定 するものとし る。</p> <p>ただし、県財 政の都合によ り、年限変更 、繰上償還又 は低利借換え することができる。</p>



議案第13号

## 令和5年度和歌山県公債管理特別会計予算

令和5年度和歌山県の公債管理特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ115,605,633千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和5年2月13日提出

和歌山県知事 岸 本 周 平

第1表 歳入歳出予算 (歳入)

款	項	金額
1 財産収入		3,969 <sup>千円</sup>
	1 財産運用収入	3,969
2 繰入金		72,848,060
	1 一般会計繰入金	71,691,923
	2 特別会計繰入金	1,155,422
	3 基金繰入金	715
3 県債		42,753,604
	1 県債	42,753,604
<b>歳入</b>	<b>合計</b>	<b>115,605,633</b>

(歲 出)		
款	項	金 額
1 公 債 費		115,605,633 <small>千円</small>
	1 公 債 費	115,605,633
<b>歲 出 合 計</b>		<b>115,605,633</b>

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	<p style="text-align: right;">千円</p> <p>42,753,604</p>	<p>(1)借入先 政府、銀行 又はその他</p> <p>(2)借入時期 令和5年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。</p> <p>(3)借入方法 普通貸借又 は債券発行</p>	<p style="text-align: center;">%</p> <p>5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)</p>	<p>公的資金につ いては、その融 通条件により、 銀行その他の 場合にはその 債権者と協定 するものとし る。</p> <p>ただし、県財 政の都合によ り、年限変更 、繰上償還又 は低利借換え することができる。</p>

議案第14号

令和5年度和歌山県立こころの医療センター事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度和歌山県立こころの医療センター事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	
精 神 病 床	300床
(2) 年 間 患 者 数	
入 院 患 者	53,788人
外 来 患 者	25,063人
(3) 一 日 平 均 患 者 数	
入 院 患 者	147.4人
外 来 患 者	103.1人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第1款 病院事業収益		2,304,575千円
第1項 医 業 収 益		1,220,836千円
第2項 医 業 外 収 益		1,083,739千円
	支 出	
第1款 病院事業費用		2,108,835千円
第1項 医 業 費 用		2,056,742千円
第2項 医 業 外 費 用		51,993千円
第3項 予 備 費		100千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額49,468千円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものとする。)

	収 入	
第1款 資本的収入		345,537千円
第1項 企 業 債		51,700千円
第2項 他会計負担金		293,837千円
	支 出	
第1款 資本的支出		395,005千円
第1項 建 設 改 良 費		59,874千円
第2項 企 業 債 償 還 金		335,131千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
1 令和5年度病棟個別空調設備改修工事	令和6年度(1年)	97,054千円
2 令和5年度病棟照明設備改修工事	令和6年度(1年)	131,709千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、別表のとおりと定める。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、150,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,388,885千円

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、111,370千円と定める。

令和5年2月13日提出

和歌山県知事 岸 本 周 平

別表

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医療機器整備事業	<p style="text-align: center;">千円</p> <p style="text-align: center;">23,400</p>	<p>(1)借入先 政府、銀行 又はその他</p> <p>(2)借入時期 令和5年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。</p> <p>(3)借入方法 普通貸借又 は債券発行</p>	<p style="text-align: center;">%</p> <p style="text-align: center;">5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)</p>	<p>公的資金につ いては、その融 通条件により、 銀行その他の 場合にはその 債権者と協定 するものとし る。</p> <p>ただし、企業 財政その他の 都合により、 年限変更、 繰上償還又は 低利借換えす ることができる。</p>
病院施設改修事業	<p style="text-align: center;">28,300</p>	<p style="text-align: center;">同上</p>	<p style="text-align: center;">同上</p>	<p style="text-align: center;">同上</p>





議案第15号

令和5年度和歌山県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度和歌山県工業用水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	35箇所
(2) 年間総給水量	44,780,100m <sup>3</sup>
(3) 1日平均給水量	122,350m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業費	
取水施設更新工事	585,200千円
海底横断管更新工事	578,080千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 工業用水道事業収益			670,733千円
第1項 営業収益			565,328千円
第2項 営業外収益			105,404千円
第3項 特別利益			1千円
	支	出	
第1款 工業用水道事業費用			702,762千円
第1項 営業費用			681,232千円
第2項 営業外費用			16,516千円
第3項 特別損失			14千円
第4項 予備費			5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額779,257千円は、建設改良積立金640,000千円及び過年度分損益勘定留保資金139,257千円で補填するものとする。)

	収	入	
第1款 資本的収入			412,300千円
第1項 企業債			412,300千円
	支	出	
第1款 資本的支出			1,191,557千円
第1項 建設改良費			1,181,557千円
第2項 予備費			10,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、別表のとおりと定める。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

206,281千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、5,000千円と定める。

令和5年2月13日提出

和歌山県知事 岸本周平

別表

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
<p>紀の川第2工業用 水道事業</p> <p>取水施設更新工事</p>	<p>千円</p> <p>412,300</p>	<p>(1)借入先 政府、銀行 又はその他</p> <p>(2)借入時期 令和5年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。</p> <p>(3)借入方法 普通貸借又 は債券発行</p>	<p>%</p> <p>5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)</p>	<p>公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。</p> <p>ただし、企業財 政その他の都合に より、年限変更、 繰上償還又は低利 借換えすることが できる。</p>



議案第16号

令和5年度和歌山県土地造成事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度和歌山県土地造成事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 土地売却面積 4,800m<sup>2</sup>

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 土地造成事業収益		348,698千円
第1項 営業収益		170,341千円
第2項 営業外収益		178,357千円
	支	出
第1款 土地造成事業費用		107,821千円
第1項 営業費用		100,386千円
第2項 営業外費用		7,425千円
第3項 特別損失		10千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額290,000千円は、過年度分損益勘定留保資金118,492千円及び当年度分損益勘定留保資金171,508千円で補填するものとする。)

	収	入
第1款 資本的収入		432,000千円
第1項 企業債		432,000千円
	支	出
第1款 資本的支出		722,000千円
第1項 土地造成費		10,000千円
第2項 企業債償還金		712,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、別表のとおりと定める。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、154,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 25,072千円

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、157,000千円である。

令和5年2月13日提出

和歌山県知事 岸本周平

別表

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債  御坊工業団地 (熊野)  西浜工業団地  日高港工業団地	千円  50,000  282,000  100,000	(1)借入先 政府、銀行 又はその他  (2)借入時期 令和5年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。  (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	%  5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、企業財 政その他の都合に より、年限変更、 繰上償還又は低利 借換えすることが できる。

議案第17号

令和5年度和歌山県流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度和歌山県流域下水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 流域関連市町数	5市町
(2) 年間総処理水量	8,087,868m <sup>3</sup>
(3) 1日平均処理水量	22,098m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
紀の川流域下水道(伊都処理区)	347,760千円
紀の川中流流域下水道(那賀処理区)	346,500千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 流域下水道事業収益		2,843,469千円
第1項 営業収益		915,484千円
第2項 営業外収益		1,927,985千円
	支	出
第1款 流域下水道事業費用		2,843,469千円
第1項 営業費用		2,681,840千円
第2項 営業外費用		161,629千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 資本的収入		1,284,837千円
第1項 企業債		143,900千円
第2項 補助金		996,957千円
第3項 負担金		143,980千円
	支	出
第1款 資本的支出		1,284,837千円
第1項 建設改良費		694,260千円
第2項 企業債償還金		590,577千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
1 令和5年度伊都浄化センター処理施設更新工事	令和6年度(1年)	165,000千円
2 令和5年度那賀浄化センター処理施設増設工事	令和6年度(1年)	350,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、別表のとおりと定める。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、180,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、967,931千円である。

令和5年2月13日提出

和歌山県知事 岸 本周 平



別表

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
紀の川流域下水道事業	千円 73,400	(1)借入先 政府、銀行 又はその他  (2)借入時期 令和5年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することがで きる。  (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、企業財 政その他の都合に より、年限変更、 繰上償還又は低利 借換えすることが できる。
紀の川中流流域下水道事業	70,500	同上	同上	同上